

南陽市道路貨物運送事業者、地域交通事業者等経営支援給付金交付要綱を次のように定める。

令和6年12月27日

南陽市長 白 岩 孝 夫

南陽市道路貨物運送事業者、地域交通事業者等経営支援給付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、燃料費の高騰等により、厳しい経営状況に置かれている一般貨物自動車運送業及び特定貨物自動車運送業（以下「道路貨物運送業」という。）並びに貸切バス業、タクシー業及び運転代行業（以下「地域交通事業等」という。）を営む事業者を支援するため、登録車両台数に応じ、市独自に南陽市道路貨物運送事業者、地域交通事業者等経営支援給付金（以下「給付金」という。）を交付するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(給付対象者)

第2条 給付金の対象者（以下「給付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に事業所があり、かつ、市内で道路貨物運送業又は地域交通事業等を営む中小企業者又は個人事業主
 - (2) 本給付金受給後も事業継続の意思があるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特に認めた場合は、この限りではない。

(給付対象車両)

第3条 給付金の給付対象となる登録車両（以下「給付対象車両」という。）は、次の各号に掲げる事業種類の区分に応じ、当該各号に掲げる登録車両とする。

- (1) 道路貨物運送業 事業用自動車で被牽引車両を除く一般貨物自動車運送業又は特定貨物自動車運送業に用いられる車両
- (2) 貸切バス業 事業用自動車で一般貸切旅客自動車運送事業に用いられる車両
- (3) タクシー業 事業用自動車で一般乗客用旅客自動車運送事業に用いられる車両
- (4) 運転代行業 山形県公安委員会から認定を受けている車両

(給付額)

第4条 給付金の額は、令和7年1月1日現在所有している給付対象車両1台目2万5千

円に2台目以降1台当たり1万円を加えた合計額とする。

(給付申請)

第5条 給付金の交付を受けようとする給付対象者は、南陽市道路貨物運送事業者、地域交通事業者等経営支援給付金申請書(別記様式)に、次に掲げる確認書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業所の所在地が確認できる書類
- (2) 登録車両台数を確認できる書類
- (3) 給付金振込口座を確認できる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 給付金の申請は、1事業者につき1回までとする。

(給付決定及び給付)

第6条 市長は、前条の規定により提出された申請書を受けた場合は、その内容を確認の上、給付を決定し、当該申請者に対し、給付金を交付するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表

給付対象者	登録車両
道路貨物運送業	事業用自動車で被牽引車両を除く一般貨物自動車運送業又は特定貨物自動車運送業に用いられる車両
貸切バス業	事業用自動車で一般貸切旅客自動車運送事業に用いられる車両
タクシー業	事業用自動車で一般乗用旅客自動車運送事業に用いられる車両
運転代行業	山形県公安委員会から認定を受けている車両